

## 休日窓口でのマイナンバーカード (個人番号カード)の交付について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請をした方に、準備ができしだい順次交付通知書(はがき)を郵送しています。

通知書が届いたら、必要書類等を確認し、本人が市役所市民課窓口まで受け取りにお越しください。

### ○カードの交付について

カードは、平日及び木曜日の延長窓口に加え、市民課の休日窓口でも受け取ることができます。平日に受け取りに来られない方は、休日窓口をご利用ください。

※なお、休日窓口でカードの受け取りを希望する方は、電話での事前予約が必要です。

### ○休日窓口での交付について

#### 【開設日時】

毎月第4日曜日(年末年始は除く)

9:00～正午、13:00～17:00

※電話で予約をする際に、その月の休日窓口開設日を再度確認してください。

#### 【受取方法】

①平日に電話で休日窓口でのカード受け取りを予約してください。その際、受取希望日時、氏名、連絡先等をお知らせください。

(受付時間/月～金曜日8:30～17:15)

②予約した日時に、本人が窓口へ直接お越しください。

③受け取りに必要な書類を確認し、暗証番号を設定した後、カードを交付します。

※必要な書類等が不足した場合、カードが交付できませんので必ずご持参ください。

#### 【受取時に窓口で必要なもの】

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード
- ・本人確認書類(下記「本人確認書類」参照)  
(15歳未満の方または成年被後見人に同行する法定代理人についても、本人と同様に本人確認書類が必要です)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・認印

#### 本人確認書類

次のうち1点をお持ちください。

- 住民基本台帳カード(写真付)
- 運転免許証・パスポート・在留カード
- 特別永住者証明書
- 他官公署の発行した免許証許可証  
(本人の写真にプレスもしくは割印したものや、特殊加工したものに限り)

左記の本人確認書類をお持ちでない方は、次のうち2点を持参してください。

健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等、写真のはり付けがない身分を証する公的な書類、預金通帳  
※カードを受け取ることができるのは、原則本人となります。やむを得ず代理人に頼む場合は、持参する書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

予約・問 本庁 市民課市民G

☎52-1111 内線102

## 市役所に返戻されたマイナンバー 「通知カード」の受け取りについて

不在などの事情で、個人番号の通知カードを受け取ることができなかった場合、市民課に返戻されます。

返戻された通知カードを窓口で受け取る方法は、次のとおりです。

### ○受取方法

カードが返戻されているか事前に電話で市民課へ確認のうえ、窓口へ直接お越しください。

本人または代理人に交付します。

※各総合支所市民福祉課窓口での受け取りを希望する方は、事前にお問い合わせください。

### ○受け取り時に窓口で必要なもの

#### 【本人の場合】

- ・印鑑
- ・身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点)

#### 【代理人の場合】

- ・印鑑
- ・代理権を証明できるもの(委任状など)
- ・代理人の身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点)※コピー不可
- ・本人(委任者)の身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点)

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線102

#### —お詫びと訂正—

平成28年7月25日発行「お知らせ版No.330」の8ページ目「後期高齢者医療被保険者証の更新について」の記事中、認定証交付について誤りがありました。

お詫びして訂正します。

(誤)なお、住民税非課税世帯となった方

(正)なお、住民税課税世帯となった方